

寒川町告示第27号

地方自治法(昭和24年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すので、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)第11条の規定により告示する。

平成27年3月18日

寒川町長 木村俊雄

1 指定を取り消す日

平成27年3月31日

2 指定を取り消す法人等が管理を行っていた公の施設の名称

寒川総合体育館

3 指定を取り消す法人等の名称及び事務所の所在地

名 称 三幸・グランデリア共同体 (代表企業)三幸株式会社

所在地 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番4号